

保育ひろしま

すかんぼ



Vol.85

発行人
広島県保育連盟連合会
会長 綿貫 博

日々の保育運営にあたって、心がけてらるよう・心がけてほしいです。



広島県保育連盟連合会
副会長 柄崎 佳之

保育の周辺を取り巻く状況は、日々変化しています。子ども・子育て支援新制度の本格運用、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針の改訂の対応などに追われて汲々としている人は、私を含めて少なくはないと思います。

しかし、私は保育の根幹は変わるものではなく、変えるべきものでもないと考えます。

非常に僥越ではありませんが、日々の保育運営にあたって私がかかっていること、また心がけてほしいと思つて職員に伝えていっていることを紹介させていただきます。

5UNH

社会福祉に従事する者は5つのHが必要であると言われています。社会福祉の業界から出て来た理念ですが、対人を主な業務とするおおよその職種に当てはまると思ひますので、幼児教育・保育に当てはめて考えていきます。

1つめは「Hot Heart(熱心)」
子どもが大好きで、もっと子どもの笑顔を引き出したい、もっと子ども

の成長を促したいと思つ情熱です。
2つめは「Cool Head(冷静な頭脳)」。保育を進める上で、時に感情的になることもあるかもしれませんが、我を忘れることなく冷静に子どもを観察・分析し、最善の方法を模索していくという第三者的視点です。

3つめは「Skilled Hand(熟練した技術)」。発達段階や子どもの状況に応じた保育の引き出し・多様性、つまり熟練された保育技術です。経験に即した知識もここに含まれます。

4つめは「Human relationship(人間関係)」。保育時間の長い子どもにとって、一人の職員が接する時間は担任であっても開園時間の6割弱で、全体の時間の4割(※)です。子どもたちの余計な混乱を避け、一貫した保育を行うためには、保護者はもちろん、園長、主任、副担任、延長保育担当職員など、施設内の様々な職種の円滑な連携による意思統一は不可欠です。

5つめは「Health(健康)」。
子どもの成長に携わる者は、心身共に健康であること、及びその維持・管理が非常に重要です。また、魅力的な笑顔や快活なコミュニケーションが重要です。

2NGK

前述の5つのHは、どれも非常に大切な要素ですが、私は、更に2つのKが必要であると考えています。(これからは、個人の造語ですので日本語の頭文字になりません。)

1つめは「謙虚」です。素直で控えめな姿勢がなければ、同僚や先

輩などの助言を聞くことができます、意固地になつてしまひ、成長は止まつてしまひます。また、他職員や子どもたちの保育の提案に耳を傾けることなく、自分の考えを押し通すことが増えるよう、保育に閉塞感が生まれません。

2つめは「感謝の気持ち」です。周囲の人々の温かい気持ちや季節の彩りの変化を「当たり前」と捉えるか、「有り難い」と感謝や尊敬・畏敬の念で捉えるかで、保育者の心は全く違つてきます。子どもに与える影響も変わります。子どもの豊かな感性に寄り添うためにも、情操を育てるためにも必要な気持ちだと思います。

丁寧に見る・考える

ここまで読んで、「観念的なものは理解できるが、それで実際どうすればいいの?」と思われた方もおられるかもしれません。

私は、この5つのHと2つのKを土台として、できるだけ「丁寧に見る・考える」ように心がけています。物事の見方は一つではありません。見方が変われば、考え方が変わることもあります。考え方が変われば、より適切な方法の手がかりが見つかる可能性も増えていくと思ひます。

子どもに課題があるときに、ただ「うがでなさい」で終わらせるのではなく、「うがの仕方」をうたうのか、「うがでなさいでいいの?」を丁寧に見察していくことで、次の小さなステップをより詳細に考えていくことができるのではないのでしょうか。また自分自身に対しても同様に

考えて、小さなステップを見つければ、登り続けていくことで、成長につながっていくと思ひます。

毎日だけでなく、一週間に一度くらい、自分(あるいは担当の子ども)が抱えている課題に対して、「私は5つのHと2つのKを基盤にして、丁寧に見ることができていますか。考えられているか。」と自問してみると、違つて見方が出て来たり、課題が整理されていくべきことに考えつくことがあります。同じところで落ち込み続けているよりも建設的だと思つので、習慣つけて継続していくように心がけていきます。

経験を成長につなげまじょう

私たち保育者を含め、医師・教師・代議士など、おおよそ「先生」と言われる立場にいと、独善的に考えやすくなり、他者の意見を聞きづらい傾向があります。

「先生」は、一年目でも二十年目でも職務内容はそこまで劇的に変化しません。だからこそ、自分を律し続けていかなければ、自身の成長の停滞はもとより、新任者の情熱を削ぐ存在にもなりかねないと思ひます。経験年数が成長した年数と言えよう、日々を大切にしてともに頑張つていきまじょう。

※ 1週間の合計時間は168時間です。そのうち保育園の開園時間は標準で1日11時間、1週間で66時間、開所時間1時間延長の場合は、1週の開所時間は72時間になります。それに対し、保育者の労働時間は、1週40時間です。

井戸端セミナー研修

2018年(平成30年)12月3日(月)に、福山市生涯学習プラザ学びの館ローズコムにおいて、県内の保育施設関係者119名の参加のもと、リーダーシップとはどんな働きか、リーダーシップを生かした施設目標の達成と、そのための人材育成はどのようなべきか、学び合った。

「組織目標の設定と人材育成」(マネジメント)

岡崎女子短期大学 教授 矢藤誠慈郎



○技術としての人材育成

人が育つ原理は大人も子どもも変わらず、気持ちを受け止めて、その人を育てたい気持ちと、みんなが育ち合う組織が大切である。さらに、人材育成を技術として捉えることが必要となる。

■新人がつまずきがちな十の場面

- ・配属が思い通りにいかない
- ・こんなことをやりたいわけじゃなかった
- ・基本的な小さな仕事・ルーティンの仕事
- ・何のためにやっているのかわからない
- ・小さな向上・小さな成果
- ・これへららじやダメだと自分を追い込む
- ・報・連・相
- ・こじせ聞いてくれな
- ・山積みの仕事

一人で抱え込んで間に合わず、自信をなくす

・納期を要望される

・納期を甘やかされてしつかり考えられない

・ミス

・自分はダメだと思い、自信をなくす

・なかなか成果が上がらない

・自分には能力がないのでは…

・考えなくてもいいからいいかわからない

・一人で抱え込んで悩む

・結果

・評価を怖がり、真正面から見よつとしない

・しな

(参考) リクルートコミュニケーションエンジニアリング 船戸孝重・徳山求大「折れない新人の育て方」自分で動ける人材をつくる」ダイヤモンド社

■人を育てる原理「教える方のルール十か条」

- ・熱意よりも何をどうすればいいのかわからないかを示す
- ・「教えた」かどうかは「子ども側が学んだかどうか」で考える
- ・結果が思わしくないのは、すべて教える側の責任
- ・上手に教えたいならコミュニケーション上手になる
- ・教えるときは相手をよく観察して相手の状況をつかむ
- ・相手にどうしてほしい知識を与える
- ・相手に教えたことを練習させ結果をフィードバックする
- ・相手にできるよつになつてほしい具体的なゴールを決める
- ・相手の「心」は変えられないが「行動」は変えられる

・「ゴールは必ず「行動」として設定する

(参考) 向後千春「いちばんやさしい教える技術」永岡書店

○組織マネジメント

保育の質の向上には仕掛けが必要であり、園内研修が方策の一つである。二週間に一回、十分間保育について考える(小さなステップで継続)。みんなが安心して、感じたことや考えたことを出しあえるよう、子どもの良い所や保育の成功例などプラスの事例を出し合い、楽しく取り組める工夫をする。学び合い、進化する組織になることで質向上の確率が高まる。園内研修をする楽しさ、面白さとなるように。

■人を育てるための技法として

- ①自分から一方的に話すのを控える。
 - ②「謙虚に問いかける」という姿勢を学び、相手にもつと質問するよつ心がける。
 - ③傾聴し、相手を認める努力をする。
- チームワークのための技法の基盤として、日々の仕事の具体的な行動指針を持つこと。笑顔・挨拶・アイコンタクト。うなずく・身を乗り出す・問いかける(答の探求)・学び姿勢で・穏やかな声、言葉、態度・すべてが「子どもたちの最善の利益」のためであることを常に意識することが大切である。



保育施設長等リーダー研修会

2019年(平成31年)1月24日(木)25日(金)に、広島県健康福祉センターにおいて173名の参加のもと、施設長をはじめ、施設、部門別、チームリーダーは社会の変化、子どもの現状に柔軟に対応し、これまで積み上げてきた資質を発揮する能力を培うことを目的に開催した。

「幼児教育」環境・保育内容」 「乳幼児の発達を保障する」 「保育の専門性」

倉敷市立短期大学 教授 木戸啓子



保育所保育指針改定にあたり、委員として議論に参加された先生だからこそ語れる、改定の経緯や指針に込められた思いを4つのポイントにまとめて話された。

ポイント1: 乳児・1歳以上3歳未満児の

保育に関する記載の充実

乳児から2歳児までは心身の発達の基盤が形成されるうえで極めて重要な時期。前回の指針では、3歳以上児で示されたものを0・1・2歳児にもあてはめて応用していたが、前々回同様詳しく書かれたものに戻った。この時期の子どもが、生活や遊びの様々な場面で、人や物に興味を持ち関わっていくこととする姿は、生

涯の学びの出発点と位置付けられるためより丁寧に記載された。

身体的発達に関する視点(健やかに伸び育つ)、社会的発達に関する視点(身近な人と気持ちを通じ合う)、精神的発達に関する視点(身近なものと関わり感性が育つ)としてまとめ示している。

ポイント2: 養護と教育の一体性

養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために、保育士等が行う援助や関わりであり、教育とは保育者が意図(願望)を持って働きかけることである。これは、これまでやってきた保育そのものであり、子どもの気持ちを受け止める「養護」と「学び」に、決まりごとに気づくよつにこちらの意図を伝える「教育」を一体とする。子どもの日常は、保育者の援助と、自らが気付き興味を持って向かう行動で成り立っている。特に0・1・2歳児は、言葉だけでなく、表情やしぐさ・泣き声などで自分の思いを伝えようとする。子どもからの働きかけを受け止め、読み取る保育者の関わりが、子どもの自信や喜びを育む。まさに「学び」の土壌である。

ポイント3: 幼児教育としての共通性の確保

3歳以上の幼児期の施設での教育を「幼児教育」と呼ぶ。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で3歳以上について共

通の記載となった。保育内容の 5 領域は、全ての幼稚園・保育所・認定こども園で 3 歳以上について同一のものが指導され、小学校への学びをそとえる。学校教育法・児童福祉法では違いはあるが、法律は法律として学びながらも指針を応用している。

ポイント 4 : 幼児教育と小学校以上の教育を貫く柱を確保する

育みたい資質・能力を ①知識・技能 ②思考力・判断力・表現力等 ③学びに向かう力・人間性の 3 つの柱を基本にする。育みたい資質・能力とは、幼児教育を通して子どもにどういう力が育つか、といつことを抽象的に整理したもの。「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」は資質・能力を具体的に育てようとするとき、どのような点に注意して指導すればよいか、幼児教育の修了に向けて指導の力を入れるべき点として挙げられている姿である。

「保育と食育」(食物アレルギー対応)
「心とかかわる食育」(食育)

聖徳大学 前教授 室田洋子



乳幼児期の食は「食」を媒体とした人と人のかかわりの中から基本的信頼感(心の根っこ)が育まれている。母親と見つけ合いながらオッパイを飲む、離乳

食を食べさせてもらう等、乳幼児期の 1 歳の関わりは人格形成の基盤になる。また愛着不全や愛着障害からの回復も「食」の人間関係から改善することができる。食育・食卓の人間関係は心理的関係が強い。食事を「する」からは自発性が生まれるが、させる、では自発性は閉じ込められてしまう。幼児期から一人で食べることが慣れてしまうと、人間関係や食べ方・食物の偏りに問題が起こり、これが「普通」と感じてしまう。心を育てる食卓とは、いつもの人(相手)と、表情や息づかいが感じられる近さ(距離)で、食事が終わる(時間)まで関わりながらいつもの繰り返し(頻度)である。相手がいて、安心のある場で、その都度調理されて、おいしい気分であって、こうした日常の食卓の体験が子どもの記憶の底に刷り込まれていく。

教育、保育、養育の柱に「食育」を据えることで縦横な保育活動を展開することができる。ママコトに保育者が加わることで、ホンコト、にしていく。共に作る、共に食べる活動を通して礼儀や配慮、雰囲気や学べる。クッキングは「役に立つ、助かる」の言葉かけが具体的な場面で可能な活動である。役に立った自分を確認できた子は、自己価値観や自己肯定感を持つことができる。

人は食卓で何を食べて、何を取り入れているのか。我が家の価値観、善悪の判断基準、考への筋道、問題解決の姿勢... 馴染んだ食物とともに人格形成の基盤を食べている。



食は人の心をつなぎ育てる総合的な活動であり、食卓は、心の根っこを作る場、であることを理解し、子どもたちが一緒に食べておいしかったと言え食卓に。

「法律家による危機管理」
「保健衛生」(安全対策)

三浦益隆法律事務所 弁護士 三浦益隆



○園内事故の実態と特徴等

平成 29 年園内事故の報告は全国で 1242 件、死亡事故は過去 5 年間で 8 件、19 件で推移している。睡眠中の事故が圧倒的に多い。事故の原因は一つではない。複数の不注意が数珠のように連なって重大事故に至る。

経験などによって職員の間で「ハット」を感じる力が違う。

○子どもと事故と責任

道義的責任(社会的責任)と法的責任(刑事責任・民事責任)がある。刑事責任、民事責任いずれも「過失」の有無が争点になる。

○民事責任における注意点等

注意義務を怠らなかつた者は民事責任を負わないが、保育所として義務を怠っていないにしても、施設長や保育士が怠っていれば使用者責任を負うことがある。施設長自身は怠っていないにしても保育士の管理者として責任を負うことがある。

○事故時の流れ

重大な事故は別として保護者に対する対応で信頼関係が決定的に壊れてしまった場合、民事事件だけで終わらず告訴されて刑事事件になる。誠実に対応することが肝要。

事故後、最初にするべきことは正確な事実関係の把握。その上で事故が生じた原因がどこにあるのか確認する。被害園児の状況や様子の確認を随時丁寧に行う。

○事例に見る子どもの事故

- ① 転倒転落 ② 誤飲誤嚥 ③ 溺水
- ④ 感染症 ⑤ 子ども同士トラブル
- ⑥ 遊具等 ⑦ 交通事故・通園中の事故
- ⑧ 医療事故 ⑨ 個人情報
- ⑩ アレルギ等

○心構え

緊急時のコミュニケーションをする(施設側が対応を怠ったと見なされないためのトレーニング)。専門的な配慮をする義務があるので動くように。

○緊急時のための準備

緊急時の手順と役割分担をマニュアル化役割が決まっていなくて動けない役割を確認する

作っただけでなく、マニュアルをもとにコミュニケーションをして使いこなす

○事故の対応

- ・保護者への説明は事実を誠実にそれが保護者の期待に添えるということである
- ・危機管理はリーダーによる対応が重要(リスクマネジメント)
- ・普段からの関係性、信頼関係を築く
- ・ヒヤリ・ハットの情報共有と対応マニュアルの徹底
- ・各種ガイドラインの確認

(緊急時のコミュニケーション)

- ・初期対応は迅速かつ素直、丁寧に
- ・責任者(長)が前に出る
- ・誠実であること

事故を起こさないようにするには、事故が起きた時はどうするかを、日常から園で取り組むとともに、保護者との人間関係を築いておくことが必要である。



「平成 30 年 7 月豪雨災害」
義援金について

皆様から総額 2314 万 8064 円のご支援がありました。この支援義援金につきまして、当委員会において、被災状況による基準を決め、それに合わせて被害に遭われました 29 施設に分配させていただきますので報告させていただきます。

ご支援いただきました皆様、ありがとうございました。



子どもと食事研究会

小児歯科領域から食育を考える

今年度、当研究会では小児歯科領域の視点から食育について考え、地域の小児歯科保健のあり方や実態、歯科医による取り組みなど、それぞれの地域での取り組みを情報交換しながら考え合いました。小児歯科保健推進のためには、歯科医師、歯科衛生士、小児科医師、栄養士、調理員、臨床心理士、保健師など他の関連専門職種と連携して情報交換を図ることが重要であり、子育て支援のためのネットワーキング作りが必要であると考えます。

「事例1」歯科嘱託医による「人形劇」

るり保育所では毎年、歯科嘱託医砂田歯科医院院長砂田全亮先生による虫歯予防の人形劇を行っています。
定期の歯科健診後、院長先生を始め歯科衛生士など十人程のスタッフで、子ども達に、歯磨きの大切さや時間を決めておやつを食べることを、楽しく分かりやすい自作の人形劇にして上演していただきます。



子ども達は、恒例になっているこの人形劇をとても楽しみにしています。
人形劇を鑑賞した後では「ゴリちゃん、歯がいたくてかわいそう」「たべたらみがくんよね」など友達同士で話し合っています。



ながら積極的に歯磨きをしており、子ども達の歯磨きへの関心や意識が高まります。

保護者への啓発としては、人形劇を鑑賞する子ども達の様子を写真入りのドキュメンテーションとして玄関に掲示しています。

親子で掲示を見ながら、歯科健診や虫歯予防の人形劇について話し合う姿を見ると、家庭での歯磨き習慣の定着や虫歯予防の啓発に繋がっていくことを確信します。

(尾道市立るり保育所)

「事例2」お口のけんごろう手帳

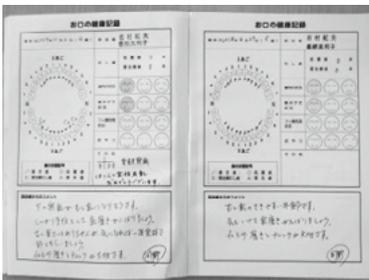
安芸太田町の保育施設では、0歳児から5歳児までの全園児を対象に、歯科医師による歯科健診及びフッ素塗布(希望者のみ)を、年2回、春と秋に実施しています。また、保健師も同伴し、口の状況、言葉のチェックもおこなっています。



町が配布している『お口の健康手帳』に、園児の顔と歯の写真、健診結果とコメントが記載されます。この手帳は健診後、園を通じて保護者へ渡されます。虫歯の予防と早期発見、歯科治療への促進、仕上げ歯磨き徹底など、成長の記録として役立ち、保護者の意識向上に繋がっています。

子どもたちは自分のノートを見て、「虫歯がないよね」「歯磨きをすつと虫歯がないよつにしようね」と自分の歯に関心を持つようになっています。

(山県郡 加計認定 こども園 あつひ)



「あいうべ体操」

府中市内の保育施設では「きらきら星」のメロディーに合わせて「あいうべ体操」を楽しみながら行っています。

口腔内の筋肉を鍛え、舌を正しい位置に安定させることで、鼻呼吸に導く事ができ、風邪やインフルエンザ等の感染症の予防にもつながります。また、血液循環を促されるため、大人にも小顔効果や頭痛予防になります。



「デンタルネグレクト」って知っていますか？

「保護者の健康意識の欠如」などの状況が深刻化すると、ネグレクト(育児放棄)につながります。子どもの健康に対する保護者の関心の欠如を「医療ネグレクト」と言い、虫歯が多発しているにも関わらず、医療機関に連れて行かず放置することを「デンタルネグレクト」と言います。

早期発見と予防のために保護者・養育をサポートする立場の関係者が、子どもの歯・口の健康づくりのために役割分担をし取り組んでいくことが大切です。



よく噛むと どんないいことが起こるかな？ ～おやつの取り組み～

おやつの時間、いりこを食べて「よく噛むとどんな味がするかな？」と問いかけながら、噛むことによって味わえる、旨味・甘味に気づくようにしています。また、手作り紙芝居「かむんだよ」を読み聞かせ、歯の動きや働きを意識させて、噛むことの大切さについて、子どもたちと話をしています。(竹原市吉名保育所)

- 歯の動き 前歯・・・口の中に入る大きさに切る
 - 奥歯・・・よくかみ砕く
 - 犬歯・・・噛み切る
 - つば・・・飲み込みやすくする。
- 噛んだらつばが出て虫菌になりにくい





HOT INFORMATION

ホットインフォメーション



児童虐待への対応について

県健康福祉局こども家庭課の徳光と申します。県保育連盟、そして安心保育推進課の隣で、主に児童虐待やDVなど特に配慮や支援を必要とする子供と家庭に関する業務を担当しています。ここでは最近、報道で取り上げられることが多い児童虐待への対応について、「こども家庭センター（児童相談所）」の役割や取組などを中心に御紹介してみます。

◆こども家庭センター（児童相談所）のイメージ
皆さんは、「児童相談所」に対して、どんなイメージをお持ちでしょうか。
御存知のとおり、昨年3月に東京都目黒区で5歳の女児が、また今年1月には千葉県野田市で小学4年生の女児が親からの虐待に よって死亡するという痛ましい事案が発生しました。いずれも児童相談所が関与していた事案であり、マスコミでは児童相談所の対応が大きく取り上げられ、様々な批判が寄せられていました。二人の子供が亡くなった以上、致し方ないところですが、児童相談所が世間から注目されるのは、このようなきでです。
児童相談所は「児童虐待への対応を行うところ」、「虐待をする親から子供を引き離すところ」、事案発生のおきし報道されなければ、こんなイメージになってしまうのかも恐れられません。

◆こども家庭センター（児童相談所）の役割
児童相談所は、ひと言でいうと、子供と家庭に関する専門的な相談支援機関です。その目的や取組の方向性は、国が定めた児童相談所運営指針に記載されていますが、保育所と同じ、子供と家庭のための機関です。なお、広島県では児童相談所という名前からくる敷居の高いイメージを少しでも払拭したいとの思いから、「こども家庭センター」という名称を使用しています。

「児童相談所運営指針」

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他の相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもとの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」といふ。）を主たる目的として都道府県等（一部省略）に設置される行政機関である。

児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

センターには、運営指針に定められている業務を行うために、精神科医、弁護士、警察官OB、児童福祉司、児童心理司などの専門職を配置しています。児童虐待を含む各種相談には児童福祉司が中心となって対応しますが、精神科医や児童心理司がそれぞれの専門的な視点から診断や支援を行うとともに、法的な判断を要する場合には弁護士が、また威圧的な保護者等に対応する場合には警察官OBが同席するなど、常



に子供の安全と最善の利益の確保を最優先に取り組んでいます。

◆保育所とこども家庭センターとの関係

さて、皆さんの保育所で虐待が疑われる児童を発見された場合、どのように対応されるでしょうか。児童虐待防止法には次のとおり規定されており、保育所を含む児童福祉施設やその職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めるとともに虐待が疑われる児童を発見した場合、速やかに通告することが求められています。

「児童虐待防止法」

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやうい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
2 (略)
3 (略)
第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

一方で、センターに相談（通告）すると、その後の保育所と保護者の関係に影響が出るのではないかと心配されることがあるとお聞かします。センターと保育所との関係については、次の児童相談所運営指針に定められており、センターに相談（通告）をいただいたと、センター職員が保育所から状況を伺いきし、その上で今後の方針、つまり保育所とセンター、あるいは市町による援助の役割分担等を協議することになります。従って、保育所と連携することなく、センター職員が保護者への接触や連絡をすることはありません。センターが関わることについての保護者への連絡は、双方で十分な協議を行った上で、段階を踏んで行います。（保育所から状況把握をした段階で、親元に戻すことのリスクが高いと判断した場合には、センターが緊急に一時保護を行う場合もあります。）

虐待が否かの線引きが問題なのではなく、把握された課題の見立てと対応方針の決定・実践こそが重要です。保育所の御協力をいただきながら、センターや市町と一緒に親を支援することで子供が救われる、あるいは子供により良い生活環境の確保につながる事が可能になります。虐待が疑われる児童を発見された場合には、速やかにセンターあるいは市町に相談（通告）していただくようお願いいたします。

「児童相談所運営指針」

保育所から通告又は相談を受けた場合は、児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明を行うとともに、児童相談所、保育所それぞれの役割分担を明確にする。特に、保育所を通じて保護者や子ども等に児童相談所への相談を勧める場合は、あらかじめ保育所が保護者や子ども等に児童相談所の機能や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう保育所の協力を求める。また、保育所が児童相談所に通告する際には、併せて市町村にも連絡するよう指導する。

保育所に入所している子どもに、虐待などが疑われる状況がある場合には、児童相談所は、保育所に対して必要な助言・指導を行い、保育所と連携してその子どもの援助に当たる。また、併せて保護者への援助も行い、その際には、保育所と協力して育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢で接することにも、保護者が当該行為に至った心理的社会的背景の理解にも努める。

◆こども家庭センターにおける虐待相談（通告）への対応

虐待相談（通告）が寄せられたら、48時間以内に目視によって児童の安全確認を行います。その後、精神科医、弁護士、児童福祉司、児童心理司等による所内会議で援助方針を協議しますが、親子分離の必要がある場合には児童養護施設や乳児院への入所や里親等への委託を、分離の必要性が無い場合には、市町（要保護児童対策地域協議会）や保育所等と連携して在宅での生活を支援することになります。この場合、保育所において児童の様子に不審な点が見られたり、休みが続く、居場所の確認ができないといった状況に至った場合には、速やかにセンターに連絡していただくこととなります。センターが直ちに安否確認を行い、必要に応じて一時保護等の対応を行います。

◆児童虐待への対応の難しさ
センターでは子供の安全確保を最優先に取り組みつつ、保護者への指導や助言を行いながら、虐待への自覚が乏しいため、虐待を頑なに否定する保護者、あるいは威圧的な保護者に対応する場が少なからずあり、職員は心身両面に大きな負担を感じながら業務に取り組んでいます。一方で児童への対応においても難しさがあるといえます。

「いくら虐待を受けていても、子供は親のことが大好きだ。」「虐待されていても、子供は自分が悪いんだ、自分が我慢すればいいんだと考えてしまふんだ。」「お母さんが自分たちのために一生懸命動いてくれていることを、子供たちはよく見て知っている。疲れているのに我儘を言うちゃいけない、と子供たちは考える。」といったものです。たとえ不適切な養育環境にあっても、このように子供たちの姿に、センターの職員は非常にもどかしさを感じるそうです。そういった中でも、子供の安全と最善の利益を確保する観点から、やむを得ず、親子分離をする場合もあると聞かれます。

◆「虐待かな?」と思ったら

児童虐待への対応にはこのような難しさがありますが、何よりも親と離れ離れになることは子供にとって大きな不安であり負担になります。だからこそ、親子双方のダメージが少ないうちに、親子分離に至る前に、様々な支援策を講じることができると、課題のある家庭を早く発見し、支援につなげていければと思っています。「虐待かな?」と思ったら、センターでも市町でも構いません。いち早く、御連絡をいただくと、引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。



《安芸戦士メーブルカイザー》
県が虐待防止啓発活動を委嘱

2019年度 事業計画(案)

(1)総会

とき 2019年5月24日(金)
ところ 広島県健康福祉センター 7階 中会議室

(2)第67回 広島県保育事業研修大会

とき 2019年6月26日(水)・27日(木)
ところ 広島市南区民文化センター・広島県健康福祉センター

(3)第28回保育特別講座

期	とき	講師		
第1期	7月1日(月)	武庫川女子大学	教授	倉石哲也
	7月2日(火)	関西大学	教授	山縣文治
第2期	9月10日(水)	大阪大谷大学	教授	長瀬美子
	9月11日(木)	広島大学大学院	教授	小林正夫
第3期	12月11日(水)	川崎医療福祉大学	准教授	諏訪利明
	12月12日(木)	大阪大谷大学	教授	長瀬美子

ところ 広島県健康福祉センター・広島県情報プラザ

(4)夏季保育研修会

とき 2019年8月21日(水)・22日(木) ところ 広島県健康福祉センター

(5)マネジメント研修

とき 未定 ところ 福山市内

(6)井戸端セミナー

とき 11月8日(金) ところ 広島県健康福祉センター

(7)保育施設長等リーダー研修会

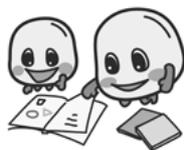
とき 2020年1月23日(水)・24日(木)
ところ 福山市生涯学習プラザ まなびの館ローズコム

(8)子育て支援セミナー

とき 未定 ところ 広島市内

(9)エッセンシャル研修(基本研修)

とき 未定 ところ 各県内3か所



(10)「遊び 学び 育つひろしまっ子！」養成研修

とき 未定 ところ 県内各3か所

(11)潜在保育士・初任者研修

とき 未定 ところ 広島・福山会場

(12)全国保育士会研究大会

とき 10月24日(水)・25日(木) ところ 島根県

(13)全国保育研究大会

とき 11月13日(水)~15日(金) ところ 広島市内

保育士就職ナビひろしま2019

- ・福山会場 とき 6月16日(日) ところ エピコRim
- ・広島会場 とき 6月30日(日) ところ 広島県立産業会館

※未定につきましては「研修ガイドブック」にてみなさまにお知らせいたします。

～体育あそびを楽しむポイント～

誰でもできる“簡単なあそび”から段階的にあそびを展開しましょう。
「楽しそう→やってみよう→できそう→できた」と成功体験を積みあげていくことで、満足感と達成感を満たし、自主性と向上心を育みます。

<事例 なわとび>

- ①・保育者が歌を歌いながら跳ぶ様子を見る。
・子どもと一緒に歌い、その場跳び。



ポイント

跳ぶときに頭の揺れが同じ高さに保てるように…

- ② 縄を飛び越す感覚をつかもう

・地面に縄跳びを置き、歌を歌いながら、縄を飛び越したり、戻ったりを繰り返す。

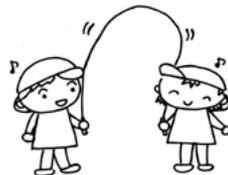


ポイント

力いっぱい飛び越したり戻ったりしないで、一定のリズムで跳べるように…

- ③ 縄を回す感覚をつかもう

・保育者(または友だち)と並び、お互いの内側の手で縄跳びを持ち、歌を歌いながら縄を回す。



ポイント

「腕を大きく回して」という声かけでは縄が回せない。手首の回転ができるように…

- ④ “回して跳ぶ”感覚をつかもう

・走りながら跳ぶ。



ポイント

ひっかかって大丈夫。「跳んでいる」と感じ、楽しんで繰り返すことが大事。

※何かが出来ないということは、それに関わる何かの遊びが足りないということ。
足りない動きを補うことで、“できた”を積み上げていくことがポイントです。

【夏季保育研修会Aコース 体育実技(井関達彦先生) 2018年12月17日実施】より一部抜粋



イラスト作(まみ)

今年度は一年を通して自然の猛威を感じさせられる年となりました。いまだに被災されたままの状態でござれている方も多く、復興に向けて頑張っておられます。心よりお見舞い申し上げます。とても大きな被害でしたが、多くのボランティアの皆さんの力、人の心の温かさ、支えあう力の大切さをしみじみと感じました。幼い頃から自分の事だけでなく、誰かの為にと考えていける力も、しっかりと育まれるように子どもたちに関わっていきたく強く思いました。

(山県郡 坂本 和恵)

編集後記

さて、この度広報部の活動に一年間参加し、年三回の「すかんぼ」の発行に向け、微力ながらたすさわらせて頂きました。各地域の先生方と情報交換し、皆さんに読んで、参考にしていただけるような内容にしていく為に、アイデアを持ち寄り、一つひとつ丁寧に協議していき、やり甲斐のある活動でした。